

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和8年5月31日

[令和7年5月 様式4]

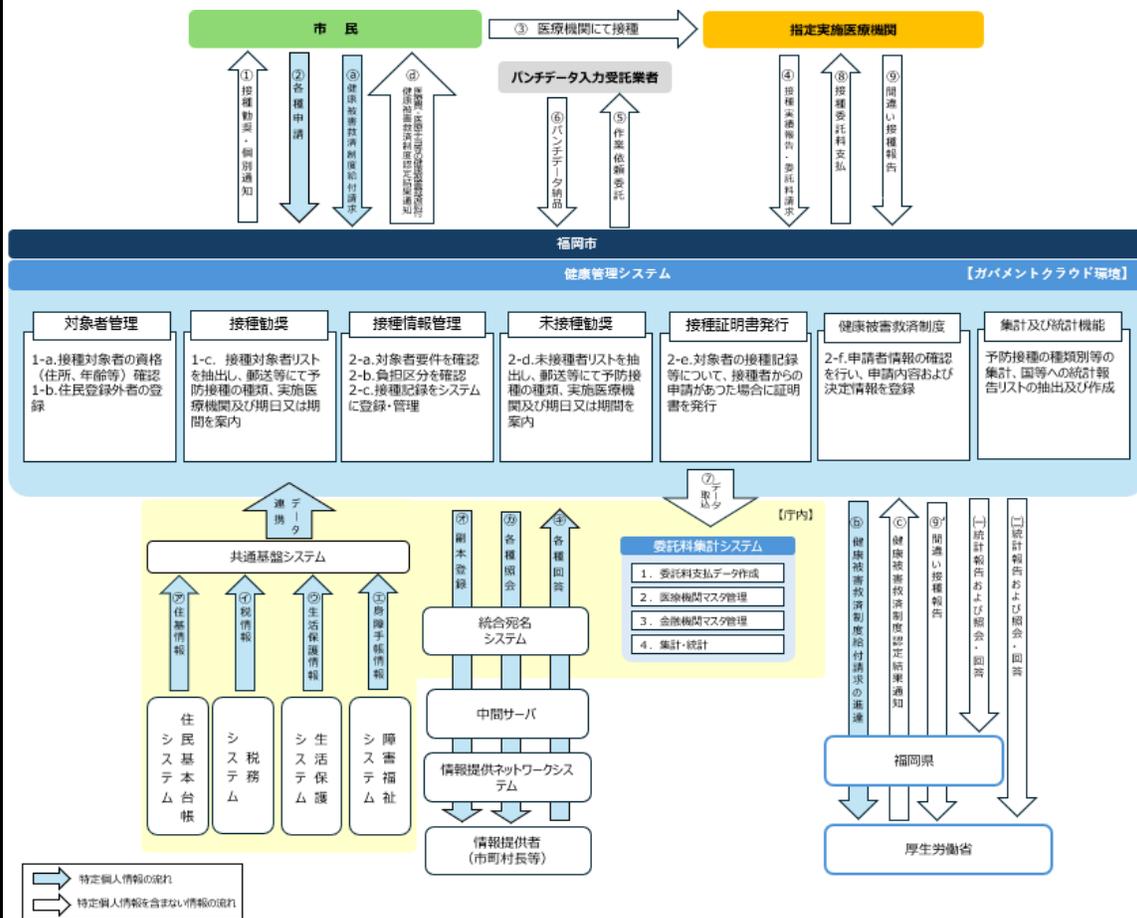
項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

システム2	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 宛名管理機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。</p> <p>2 情報提供機能 各既存業務システムの業務情報を中間サーバ向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を中間サーバに提供する。</p> <p>3 情報照会機能 他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはバッチによる一括での問合せを行う。また、問合せ結果の受領を行う。</p> <p>4 符号要求機能 符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、既存住基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求取得依頼を行う。</p> <p>5 権限管理機能 統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>6 お知らせ機能 対象者のマイナポータルのお知らせ機能に表示等するための情報を中間サーバに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ、各業務システム)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム4	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	1 統合認証機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能 2 システム間連携機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能 3 統合運用管理機能 ジョブ実行管理機能、媒体の入出力、帳票出力を行う機能 4 インフラ共通基盤機能 システム監視、稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (各業務システム)
3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握し、適正な管理を行うため ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するため ・転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するため ・適切な接種勧奨を行うため ・副反応や健康被害救済制度への対応を迅速に行うため ・公費負担や自己負担額の適正処理を行うため ・パンデミック等の緊急時に迅速な接種対象者抽出を行うため
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者情報の適切な管理により、安心して接種できる環境の提供 ・接種間隔・回数の適正管理により、接種事故防止に寄与 ・転入・転出時の情報連携がスムーズになり、住民サービスの質が向上 ・勧奨通知の誤送付防止により、住民の混乱を回避 ・副反応対応や救済制度申請が迅速化し、接種後のサポート体制を強化 ・公費負担や請求処理の正確性向上により、誤請求防止と公平な制度運用 ・緊急時の接種対象者抽出が迅速化し、感染拡大防止に寄与
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第14、126の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(主務省令における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第25、26、153、154の項 (主務省令における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第25、27、28、29、153の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療局保健所健康危機管理部健康危機管理課
②所属長の役職名	健康危機管理課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ⑦・・・共通基盤システムを経由して、住民基本台帳システムより「住基情報」を取得する。
 - ⑧・・・共通基盤システムを経由して、税務システムより「税情報」を取得する。
 - ⑨・・・共通基盤システムを経由して、生活保護システムより「生活保護情報」を取得する。
 - ⑩・・・共通基盤システムを経由して、障害福祉システムより「身体障害者手帳情報」を取得する。
 - ⑪・・・統合宛名システムへ「定期予防接種、臨時接種又は特定接種に関する記録情報」を連携する(平成29年7月以降)
 - ⑫・⑬・・・情報提供ネットワークシステムを通じて、他市町村からの転入者に関する「定期予防接種、臨時接種又は特定接種に関する記録に関する情報」を取得する。(平成29年7月以降)
-
- ①・・・接種対象者または未接種者へ、予防接種の種類・接種場所・期日(または期間)を郵送等で案内する。
 - ②・・・市民から各種申請を受け付ける。
 - ③・・・案内や勧奨を受けた予防接種について、医療機関で接種する。
 - ④・・・医療機関から、接種申込票または予診票を添付した委託料請求書類を受け付ける。
 - ⑤・⑥・・・④で受け付けた書類を基に、パンチデータ入力受託業者へデータ化を依頼し、納品されたパンチデータを受領する。その後、当該データを健康管理システムに取り込み、予防接種記録として登録・管理する。
 - ⑦・・・健康管理システムに登録した予防接種記録を出力し、手動で委託料集計システムに取り込む。
 - ⑧・・・⑦で集計した委託料を各医療機関へ支払う。
 - ⑨・⑩・・・医療機関で予防接種の誤接種が判明した場合、書面にて間違い接種報告書を受け付け、内容を確認のうえ必要な指導等を行い、福岡県を通じて厚生労働省へメールにて報告する。
-
- ⑪・・・市民から提出された予防接種健康被害救済給付請求について、申請内容の真正性を確認し、健康管理システムに適切に登録・管理する。
 - ⑫・・・県を経由して厚生労働省へ予防接種健康被害救済給付請求の進捗を行う。
 - ⑬・・・厚生労働省からの認定結果通知を県経由で受け、結果情報を健康管理システムで登録・管理する。
 - ⑭・・・本人・保護者への結果通知及び医療費・医療手当等の健康被害救済給付を行う。
-
- (一)・(二)・・・福岡県及び国へ電子メールにて各種統計等の報告を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等に基づく市の予防接種事業の対象となる者
その必要性	市で実施する予防接種事業に関する情報を適正に管理する必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報:個人を正確に特定し、適正な情報連携を確保するため。 ・5情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定のため接種票等に記入された情報と突合するため保有、また予防接種の勧奨に使用するため保有 ・地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報:公費負担や自己負担額の確認のため ・障害者福祉関係情報:接種対象者の要件確認のため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療局保健所健康危機管理部健康危機管理課 ・各区保健福祉センター健康課

<p>⑧使用方法 ※</p>		<p>1. 対象者管理に係る事務</p> <p>a. 接種対象者の資格(住所、年齢等)を確認し、必要に応じて予診票発行を行う。</p> <p>b. 住民基本台帳に登録されていない接種対象者については、本人から書面で提出された個人番号の記載内容を確認するとともに、提出書類の真正性および本人確認書類を確認した上で、システムへ登録する。</p> <p>c. 接種対象者に対し、郵送等にて予防接種の種類、実施医療機関及び期日又は期間を案内する。</p> <p>2. 接種情報管理に係る事務</p> <p>a. 医療機関から報告された接種記録について、身体障害者手帳情報により対象者要件を確認し、把握・管理を行う。</p> <p>b. 医療機関から報告された接種記録について、税情報より課税状況を把握、生活保護受給情報より受給状況を確認し負担区分について把握・管理を行う。</p> <p>c. 医療機関から報告された接種記録について、接種結果を登録し、接種記録の把握・管理を行う。</p> <p>d. 未接種者に対し、郵送等にて予防接種の種類、実施医療機関及び期日又は期間を案内する。</p> <p>e. 対象者の接種履歴記録等について、接種者からの申請があった場合には証明書を発行する。</p> <p>f. 健康被害救済制度に係る申請情報の確認を行い、申請内容および決定情報を登録・管理する。</p>
	<p>情報の突合 ※</p>	<p><1-a、1-c、2-d> 住民関係情報と予防接種情報を突合して、予診票の発行や各種勧奨通知を送付する。</p> <p><2-a> 予防接種情報について、住民関係情報(世帯状況)及び障害者福祉関係情報(身体障害者手帳情報)と予防接種情報を突合して、対象者要件について確認する。</p> <p><2-b> 予防接種情報について、住民関係情報(世帯状況)及び税関係情報(課税状況)、生活保護情報(受給状況)と突合して、負担区分について確認する。</p> <p><2-c> 2-aおよび2-bで確認した予防接種情報について、住民関係情報と突合のうえ登録・管理を行う。</p> <p><2-e> 住民関係情報と予防接種情報を突合して、証明書を発行する。</p> <p><2-f> 住民関係情報と予防接種情報を突合して、申請内容および決定情報の登録・管理を行う。</p>
	<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>特定の個人を判別するような情報の分析や統計は行わない。また、個人番号を使用した統計分析は行わない。</p>
	<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>予防接種健康被害発生時の救済措置の認定(国) 予防接種健康被害発生時の給付の決定(市)</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	健康管理システム構築・運用・保守業務委託	
①委託内容	システムの構築・運用管理、障害対応など	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法又は特措法に基づく予防接種の対象者	
その妥当性	システムの運用保守全般を委託しているため、そのシステムが取扱う特定個人情報ファイルについても取扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (運用管理、障害対応作業における健康管理システム端末機からの閲覧行為及び必要に応じた修正行為)	
⑤委託先名の確認方法	福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。	
⑥委託先名	日本コンピューター株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容・期間・再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件にシステム刷新課にて承認(稼働後は情報システム課にて承認)を行う。
	⑨再委託事項	設計、開発、検証、現地適用、ユーザーサポート及びQA対応等の一部

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (2) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第25、26の項
②提供先における用途	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第27、28条で定めるもの
③提供する情報	定期予防接種、臨時接種又は特定接種に関する記録に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	定期予防接種、臨時接種又は特定接種の接種履歴がある他市町村への転出者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2	厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153、154の項
②提供先における用途	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第155、156条で定めるもの
③提供する情報	定期予防接種、臨時接種又は特定接種に関する記録に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	定期予防接種、臨時接種又は特定接種の接種履歴がある他市町村への転出者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

((別添2)ファイル記録項目参照)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムは住基情報と連携し、実施医療機関から提出された接種票または予診票をデータ化した情報をシステムへ取込む際に、それに含まれる宛名番号、氏名、生年月日等と住基情報とのマッチングを行い、対象者のみをシステムへ取込む。 ・届け出や申請の窓口において、申請・届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・他市町村等から情報を入手する際は、対象者以外の情報を入手しないよう、事務マニュアル等を整備し、処理を統一化する。 ・マニュアルやWEB上で、対象者の要件を明示、周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・必要のない書類が提出された場合は返却する。 ・対象者が多数表示される一覧画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセス制限により不正なアクセスを防止する。 ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得ており、必要な情報以外の情報の入手はできない。 ・他市町村等から情報を入手する際は、必要以外の情報を入手しないよう、事務マニュアル等を整備し、処理を統一化する。 ・住民記録システムの利用は、福岡市の住民基本台帳登録外の者に係る本人確認情報を入手する目的に限定している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・届出や申請の窓口において、担当者が適切な記載の案内をしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を徹底する。 ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセス制限により不正なアクセスを防止する。 ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び代理人からの申請において、個人番号カード等本人確認書類による本人確認を行う。 ・住民基本台帳システムからの入手について、健康管理システムは直接外部接続できない仕組みとなっている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び代理人からの申請について、個人番号カード等の提示を受け、真正性確認を行う。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・書面で提出された特定個人情報をシステムへ入力(新規入力、削除及び訂正)する際は、整合性確保のため、入力作業員以外の者による二重チェックを実施する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、厳重に保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムは、ガバメントクラウド上の閉域ネットワーク内に構築されており、外部ネットワークとの直接接続を排除している。 ・特定個人情報を記載した紙媒体は、定められた保管場所で施錠管理する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで、事務に必要な情報への接続もできないよう制限している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	ユーザアカウントに応じてアクセス権限を設定しており、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザID・パスワードによる識別認証機能を設けている。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザーIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったID・パスワードは削除している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	ユーザーIDごとにシステムへのアクセスログを記録する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・ユーザーIDごとに登録された事務分担に応じてシステム利用が制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。 ・職員に対しては、情報セキュリティ研修を行っている。 ・委託先に対しては、業務外で使用しないことや、違反行為を行うと福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があることを契約書等に定めている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの複製は必要最低限とし、実施を特定の環境のみに制限する。また、職員に対しては、情報セキュリティ研修を行うとともに、目的外のファイル複製を行わないよう指導する。 ・委託先に対して、契約書等において許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、秘密の保持について教育・訓練を義務付けている。また、必要に応じ監査等の実施や事故発生時の情報公開が可能なこと並びに罰則の適用があることを定めている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・端末は、ディスプレイが来庁者から見えない位置に設置している。 ・端末操作時、離席する際は必ずログアウトする。 ・特定個人情報が記載された紙媒体について、離席時には引出しに入れる等の覗き見を防止している。 	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」により、委託元の承認により第三者に委託する場合は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報が実施機関の委託にかかるものであること、条例で受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知させる旨定めている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁止 ・委託業務に係る作業従事者名簿の提出 		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	操作ログに操作者・操作業務・操作時間等の取り扱い記録を管理している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転については、番号法関係法令で定められた提供先・移転先・事項についてのみ行う。 「福岡市個人情報保護事務取扱要綱」や「情報セキュリティ共通実施手順」にて、本市の他担当部署に個人情報及び情報資産を移転する場合、あるいは、本市の機関以外に個人情報及び情報資産を提供する場合それぞれで、それらの取扱いにかかる利用・承認、あるいは合意の手続を定めている。 ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・本市の機関以外への特定個人情報の提供については、番号法関係法令で定められた提供先に定められた事項についてのみ実施している。 ・特定個人情報の提供・移転については、定例的な処理作業スケジュールで管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・データ連携については、データ要件・連携要件標準仕様書に基づくサーバ間通信を基本としており、誤った情報や相手への連携は発生しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><健康管理システムにおける措置> ①健康管理システムはガバメントクラウド上の閉域ネットワーク内に構築されており、外部ネットワークとの直接接続を排除している。また、情報提供ネットワークとの接続は統合宛名システムを経由し、当該ネットワークへの直接接続も行わないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑制している。 ③番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><健康管理システムにおける措置> ①健康管理システムはガバメントクラウド上の閉域ネットワーク内に構築されており、外部ネットワークとの直接接続を排除している。また、情報提供ネットワークとの接続は統合宛名システムを経由し、当該ネットワークへの直接接続も行わないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ②統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている、業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を確保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><健康管理システムにおける措置> ①健康管理システムはガバメントクラウド上の閉域ネットワーク内に構築されており、外部ネットワークとの直接接続を排除している。また、情報提供ネットワークとの接続は統合宛名システムを経由し、当該ネットワークへの直接接続も行わないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①統合宛名システムは、照会対象者に付番された正しい個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計される。これにより、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ②統合宛名システム上の宛名情報・業務情報は副本であり、また、中間サーバから各業務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の変更は行わない。これにより、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><健康管理システムにおける措置> ①健康管理システムはガバメントクラウド上の閉域ネットワーク内に構築されており、外部ネットワークとの直接接続を排除している。また、情報提供ネットワークとの接続は統合宛名システムを経由し、当該ネットワークへの直接接続も行わないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末でのICカード及びパスワードを利用した、二要素による認証機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。 ②番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。 ③中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ④統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている、業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を担保している。 ⑤操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する仕組みになっている。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><健康管理システムにおける措置> ①健康管理システムはガバメントクラウド上の閉域ネットワーク内に構築されており、外部ネットワークとの直接接続を排除している。また、情報提供ネットワークとの接続は統合宛名システムを経由し、当該ネットワークへの直接接続も行わないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①各業務システムから中間サーバあての情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の変更は行わないことで、中間サーバでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を防止している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><健康管理システムにおける措置> ①健康管理システムはガバメントクラウド上の閉域ネットワーク内に構築されており、外部ネットワークとの直接接続を排除している。また、情報提供ネットワークとの接続は統合宛名システムを経由し、当該ネットワークへの直接接続も行わないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①統合宛名システムは自機関向けに中間サーバとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計することで、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外による情報提供を防止している。 ③操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する仕組みになっている。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><健康管理システムにおける措置> ①健康管理システムはガバメントクラウド上の閉域ネットワーク内に構築されており、外部ネットワークとの直接接続を排除している。また、情報提供ネットワークとの接続は統合宛名システムを経由し、当該ネットワークへの直接接続も行わないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②統合宛名システムは、他機関へ提供する情報を副本として、中間サーバへ転送する機能を有するが、転送の際には情報内容の変更を行わないことで、中間サーバの副本内容が業務情報と同一であることを担保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><本市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステムは、統合宛名システムや業務システムとの直接接続はできない。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<本市における措置> ①サーバー等は、ガバメントクラウドのクラウド事業者が保管・管理する環境に設置している。またリモート接続が可能な委託先事業者のセキュリティルームは外部開口部を有しない構造となっており、入室に際しては、生体二段階認証(静脈認証・カード認証)、監視カメラによる常時記録、電子機器の持ち込み禁止等の措置を講じ、入室管理および室内管理を含む物理的セキュリティについて、厳重な管理を行っている。
		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。
		<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p><健康管理システムにおける措置> ①サーバのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。 ②サーバへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログを保存している。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①サーバにはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施する。ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ③外部インターネットと接続する情報系ネットワークと分離された業務系ネットワークに設置しており、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ④内部者によるデータへの不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限を行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にてサーバで保管している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳に記録されている者については住民基本台帳への記載、変更時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民基本台帳に登録されていない者については、随時本人確認を行い変更があればその都度データを更新する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、定められた手順に従い消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 ・紙帳票については、手順書等に基づき、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認する。廃棄時には、手順書等に基づき、裁断等を行う。 <p><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>①端末、サーバの更新に当たっては、データの完全消去作業を実施している。</p> <p>②媒体の廃棄に関しては、データを完全に消去する、初期化を実施する、読み取りができないように物理的に破壊する、いずれかの対応を実施したうえで廃棄している。</p> <p>③紙媒体については、鍵付の保管庫などに収納するとともに、廃棄についてはシュレッダー処理を徹底している。</p>		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の取扱いに関する自己点検を年に1回実施している。 ・評価書の見直しを年に1回実施し、その中で評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて自己点検している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期の監査基本方針を「福岡市情報セキュリティ監査中期計画」として策定している。 ・取り扱う情報の重要度に応じ、外部監査、内部監査を定期的実施している。監査項目については総務省の「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参照し実施している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<p><本市における措置></p> <p>(1)情報セキュリティ研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象として情報セキュリティ研修を毎年度実施し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施している。 ・J-LISのeラーニングやCYDER等の外部の研修受講を広く募集し、毎年度活用している。 <p>(2)情報セキュリティに係る各種周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について情報公開室等と連携して通知する等、情報セキュリティに関して継続的に周知を行っている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市総務企画局行政部情報公開室 電話 092-711-4129 FAX 092-733-5619
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、「開示・訂正・利用停止請求書」により請求する。
特記事項	福岡市ホームページ上に請求方法、開示請求書等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付による開示の場合は、写しの作成及び送付に係る費用を負担)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	(1) 予防接種情報ファイル
公表場所	・専用サイト(個人情報ファイル簿公表システム)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号 福岡市保健医療局 保健所健康危機管理部 健康危機管理課 電話 092-711-4270 FAX 092-406-5075
②対応方法	・問い合わせについては、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについては、定められたルールに基づき、担当部署への連絡・協議の上、対応する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年5月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	対象事案についてパブリック・コメント手続を実施する旨を市政だよりに周知のうえ、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配付を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等で示す。
②実施日・期間	令和8年2月17日(火)から令和8年3月19日(木)まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	福岡市個人情報保護審議会による点検
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(空白ページ)